

令和2年5月29日招集

# 5月定例総会 議事録

新潟市中央農業委員会

## 令和2年度5月新潟市中央農業委員会定例総会 議事録

1 開催日時 令和2年5月29日(金)午後1時59分から午後2時23分

2 開催場所 亀田健康センター 2階 集団検診室

3 出席委員 (19人)

1番	虎澤栄三	2番	石山和徳	3番	渡邊芳枝
4番	小戸田修子	5番	鈴木健二	6番	小熊義信
7番	山岸信一	8番	成田誠一	9番	内藤浩一
10番	谷澤康雄	11番	坂井雄一	12番	塚原幸夫
13番	鈴木金一	14番	別所正幸	15番	神田和博
16番	石塚絹代	17番	田中さとみ	18番	仁多見繁隆
19番	齋藤茂博				

4 欠席委員 なし

5 議事日程

第1 議事録署名委員選出

第2 議事

(1)農地部会所掌

議案第22号	農地法第5条許可申請に関する処分決定について
議案第23号	農地法第3条許可申請に関する意見決定について
報告事項	農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
報告事項	農地法第3条の3の規定による届出書の受理について
報告事項	農地の転用事実に関する照会書について
報告事項	農地法第4条転用届出に関する受理について
報告事項	農地法第5条転用届出に関する受理について

(2)その他

6 農業委員会事務局職員

事務局長	坂井靖彦	事務局次長	佐藤敏宏	事務局次長	小林友衛
農地係長	岡田明	農政振興係長	八百板恵	管理係主査	遠藤文博

## 7 会議の概要

小林次長	<p>それでは、これより5月定例総会を開催いたします。本日、全員出席でございます。新潟市中央農業委員会会議規則第4条の規定により、定足数を満たしており、会議は成立しておりますことをご報告申し上げます。委員会会議規則第5条の規定により、虎澤会長から議長をお務めいただきます。どうぞ議長席へお願いします。</p> <p>(虎澤会長 議長席へ)</p>
議長(会長)	<p>5月定例総会出席大変ご苦勞様です。5月もあと残すところ3日で6月に入るわけですが、大規模農家の皆さんも概ね田植えは終わったと思っています。私事ですが、6月10日頃から江南区の代表的なブランド品の藤五郎梅の収穫が始まります。ますます梅雨、夏に向かって進んでいくかなと思っています。皆さんご存じのとおり緊急事態宣言が先日解除されましたけど、北九州市のように第2波という状況にもなっています。まだまだ気が抜けないのかなと思っています。本来は懇親会もしたいところですが、それも許されない状況です。皆さんも是非気を抜かないで新型コロナウイルスには気を付けていただきたいと思います。それでは始めます。</p> <p>それでは議事録署名委員について、お諮り申し上げます。議事録署名委員については、私に一任いただけますでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長(会長)	<p>異議なし、ということですので、私の方でご指名申し上げます。14番別所正幸委員、15番神田和博委員を指名いたします。議事に入る前に、総会の議長についてご提案申し上げます。委員会会議規則第5条の規定によると、総会の議長は会長が務めることとなっておりますが、部会の所掌に関する議事につきましては、部会長から議長を務めていただき、その他については、私が議長を務めることを提案いたします。いかがでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長(会長)	<p>異議なし、ということですので、農地部会の所掌に関する</p>

<p>議長(農地部会長)</p>	<p>議事につきましては、鈴木農地部会長さんから議長を務めていただき、その他について私が議長を務めることといたします。最初は、農地部会の所掌に関する議事でありますので、議長は、鈴木農地部会長さんと交代いたします。</p> <p>皆さん、お忙しいところありがとうございます。暖かくなって新型コロナウイルスも落ち着いたのかなと思いましたが、北九州市では大変なことになりそうだという案内が出ました。また嫌な思いをしないといけないのかと思っていたところに、2日程前、自宅に助成金10万円の案内が来て、それだけはうれしいなと思えました。それでは議事を進めさせてもらいます。</p> <p>議事の都合上、追加の議案第23号農地法第3条許可申請に関する意見決定について、議案第22号農地法第5条許可申請に関する処分決定についての順番に審議を進めることとし、一括して事務局の説明をお願いいたします。</p>
<p>農地係長</p>	<p>農地係の岡田でございます。それでは、私の方から着席のまま、ご説明申し上げます。</p> <p>初めに、今月の議案に係る地区毎の申請件数をご説明いたします。本日配布の地区別議案件数及び報告事項件数をご覧ください。農地法第3条許可申請に関する意見決定が、大江山地区で2件、両川地区で2件、横越地区で1件の計5件です。農地法第5条許可申請に関する処分決定が、大江山地区で2件、亀田地区で2件の計4件です。今月の議案件数は、合計で9件となります。また、私からは、調査委員会に付されていない案件をご説明し、調査委員会に付されている案件は、この後の各調査委員長からの報告をもって説明に代えさせていただきます。</p> <p>それでは、議案第23号農地法第3条許可申請に関する意見決定について、をご覧ください。1ページの大江山地区第1号は、売買により所有権を移転するものです。譲受人が経営規模の拡大を図るため、申請に至りました。申請地は、江南区北山の畑2筆188㎡で、農用地区域外です。譲受人世帯の経営面積は435.6aで、農業従事者は2名、農作業経験に問題はなく、必要な農機具も一式所有されています。また、経営に供すべき農地は、すべて耕作されており、今後も効率的に利用できるものと認められます。続いて、1ページの両川地区第3号と4号は関連で、お互いの所有農地を交換するも</p>

	<p>のです。経営の合理化を図るため、申請農地を交換することで、お互いの農地を集積できることから、申請に至りました。第3号の申請地は、江南区平賀の田1筆1,014㎡で農用地区域内です。譲受人世帯の経営面積は、107.05aで、農業従事者は2名、農作業経験に問題はなく、必要な農機具は親戚から借りて耕作しています。また、経営に供すべき農地は、すべて耕作されており、今後も効率的に利用できるものと認められます。第4号の申請地は、江南区平賀の田2筆1,033㎡で農用地区域内です。譲受人世帯の経営面積は、101.82aで、農業従事者は2名、農作業経験に問題はなく、必要な農機具も一式所有しています。また、経営に供すべき農地は、すべて耕作されており、今後も効率的に利用できるものと認められます。以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
<p>議長(農地部会長)</p>	<p>ありがとうございました。それでは、調査委員会の調査結果について、第1地域の報告をお願いいたします。</p>
<p>第1地域調査委員長</p>	<p>第1地域調査委員会の調査結果について報告いたします。調査案件は、第3条申請が1件、第5条申請が2件でした。</p> <p>まず、追加議案第23号農地法第3条許可申請に関する意見照会です。1ページ2号は譲受人から事情聴取しました。農地を売買によって取得するものです。経営規模を拡大したい譲受人と譲渡人との間で話がまとまり、申請に至りました。申請地は江南区直り山の畑10筆、1,888.17㎡で農用地区域内および農用地区域外です。世帯の経営面積は71.54aです。農業従事者は1名、農作業経験は問題ありません。経営に供すべき農地はすべて耕作されており、今後も効率的に利用できるものと認められることから、取得後もしっかり耕作するよう指導しました。</p> <p>次に、議案第22号農地法第5条許可申請についてです。議案書1ページ1号は転用者から事情聴取しました。農地を売買によって取得し、露天駐車場に転用するものです。転用者は、申請地の向かいにある土地を社宅として購入することにしましたが、駐車スペースがないため、申請に至りました。申請地は江南区北山の畑1筆、122㎡です。申請地は土地所有者が農地法の手続きを取らないまま駐車場として使用していたため、始末書の提出がありました。農地区分は、500m以内に医療施設と教育施設があり、前面道路に水道</p>

	<p>管, 下水道管が埋設されていることから第3種農地であると判断されます。資金は自己資金で賄います。転用にあたり, 周囲に農地はなく, 被害を考慮する必要がないことから許可するにあたって問題ないものと判断し, 許可が出るまで申請地を使用しないよう指導しました。1ページ2号は転用者の代理人から事情聴取しました。農地を贈与によって取得し, 個人住宅建築敷地に転用するものです。土地の所有者と転用者は, 親子関係にあります。転用者は現在, 遠方に住んでいますが, 地元に住宅を持ちたいと考えており, 実家に近い申請地に個人住宅を建築するため, 申請に至りました。申請地は江南区江口の畑1筆, 218㎡です。農地区分は, 集落内の生産性の低い小集団の農地であることから, 第2種農地と判断されます。資金は借入金で賄います。転用にあたり, 土留め, 排水施設を設置し, 周辺農地に対する被害防除策をとることから許可するにあたって問題ないものと判断し, 許可が出るまで工事を行わないよう指導しました。以上です。</p>
議長(農地部会長)	<p>ありがとうございました。続きまして, 第2地域の報告をお願いします。</p>
第2地域調査委員長	<p>1番坂井です。第2地域調査委員会の調査結果について, 報告いたします。調査案件は, 農地法第3条許可申請が1件, 農地法第5条許可申請が2件の合計3件でした。</p> <p>初めに, 農地法第3条許可申請についてです。追加議案第23号の2ページ横越地区5号は, 譲受人から事情聴取しました。個人所有の農地を, 自身が代表を務める法人へ売買により, 所有権を移転するものです。申請地は, 江南区横越の田13筆, 4,941.22㎡, 同じく横越の畑7筆, 5,001㎡, 中央区姥ヶ山と長潟の田3筆2,861㎡の合計23筆, 12,803.22㎡で農用地区域内および区域外です。法人は, 農地所有適格法人の要件をクリアしており, 所有権移転後の経営面積は, 20,993.22㎡で農業従事者は3名, 農作業経験に問題はありません。経営に供すべき農地は, すべて耕作されており, 今後も効率的に利用できるものと認められることから, 取得後もしっかり耕作するよう指導しました。</p> <p>次に, 議案第22号農地法第5条許可申請についてです。議案書1ページ, 亀田地区3号は, 転用者の代理人から事情聴取しました。農地を売買により所有権を移転し, 個人住宅建築敷地に転用するも</p>

	<p>のです。転用者は、現在アパートで生活していますが、子供の成長とともに手狭となり、戸建て住宅を建築するため、申請に至りました。申請地は、江南区丸瀉1丁目の畑1筆、396㎡で、農地区分は、10ha以上の農地の集団性があるため第1種農地ですが、住宅等で集落に接続して設置されるため、許可できるものです。資金は、金融機関からの借り入れで賄います。転用にあたり、周辺農地に被害が及ばないように施行し、汚水は公共下水道へ、雨水は前面市道の側溝へ接続し排水することから、許可するに問題ないものと判断し、許可が出るまで工事を行わないよう指導しました。次の亀田地区4号は、転用者から事情聴取しました。農地を売買により所有権を移転し、個人住宅建築敷地に転用するものです。転用者は、現在遠方にある妻の実家で親と同居していますが、通勤の利便性と将来の生活設計を考え、戸建て住宅を建築するため、申請に至りました。申請地は、江南区丸瀉1丁目の畑1筆、265㎡で、農地区分は、10ha以上の農地の集団性があるため第1種農地ですが、住宅等で集落に接続して設置されるため、許可できるものです。資金は、金融機関からの借り入れで賄います。転用にあたり、周辺農地に被害が及ばないように施行し、汚水は公共下水道へ、雨水は前面市道の側溝へ接続し排水することから、許可するに問題ないものと判断し、許可が出るまで工事を行わないよう指導しました。以上です。</p>
<p>議長(農地部会長)</p>	<p>ただいまの事務局の説明及び各調査委員長の報告について、ご質問、ご意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
<p>議長(農地部会長)</p>	<p>皆さんからご質問、ご意見がありませんので、これより審議に入ります。追加の議案第23号農地法第3条許可申請に関する意見決定について、審議いたします。許可相当と決するに異議はありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
<p>議長(農地部会長)</p>	<p>皆さんから異議がありませんので、許可相当と意見決定することとし、事務局から市長へ回答をお願いします。次に、議案書1ページの議案第22号農地法第5条許可申請に関する処分決定につい</p>

<p>議長(農地部会長)</p>	<p>て、審議いたします。許可と決するに異議はありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>皆さんから異議がありませんので、許可すべきものと決定し、3,000㎡を超える案件がありませんので、県農業会議への諮問は不要であることから、許可処分を行います。続きまして、報告事項に移ります。報告事項農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、報告事項農地法第3条の3の規定による届出書の受理について、報告事項農地の転用事実に関する照会書について、報告事項農地法第4条転用届出に関する受理について、報告事項農地法第5条転用届出に関する受理について、一括して事務局の説明をお願いします。</p>
<p>議長(農地部会長)</p>	<p>それでは、私から着席のまま、ご説明申し上げます。</p> <p>まず、報告事項農地法第18条第6項の規定による通知書の受理についてです。議案書の2ページと3ページをご覧ください。亀田地区第1号から6号は、農地中間管理事業の推進に関する法律及び農業経営基盤強化促進法による貸し借りで、貸し人が当該農地を売買や一時転用するため、合意解約したもので、離作補償金はありません。</p> <p>次に、報告事項農地法第3条の3の規定による届出書の受理についてです。議案書の4ページをご覧ください。農地が相続等の農地法の許可不要事由により権利移動したものについて、適正に農地として利用されるように届出が義務付けられています。なお、農業委員会による斡旋の希望がある場合は、その地域の農業委員に斡旋の相談を行うこととなります。大形地区で1件の届出書を受理しましたので、ご報告いたします。なお、農地については、自作されており、斡旋の希望はありませんでした。</p> <p>続きまして、報告事項農地の転用事実に関する照会書についてです。議案書の5、6ページをご覧ください。新潟地方法務局、新潟地域振興局県税部及び新潟地方裁判所から記載の11件について、照会がありました。石山地区で3件、大江山地区で4件、鳥屋野地区で1件、亀田地区で3件の照会で、現地確認のうえ、農地、非農地として回答しておりますので、ご報告いたします。</p> <p>続きまして、報告事項農地法第4条転用届出に関する受理につい</p>

<p>議長(農地部会長)</p>	<p>てです。議案書の7ページをご覧ください。大形地区で1件、鳥屋野地区で1件の計2件の届出があり、500.21 m<sup>2</sup>の届出書を受理しましたので、ご報告いたします。</p> <p>続きまして、報告事項農地法第5条転用届出に関する受理についてです。議案書の8ページから10ページをご覧ください。石山地区で4件、大形地区で1件、鳥屋野地区で3件、横越地区で1件、亀田地区で1件の計10件、6,647.91 m<sup>2</sup>の届出書を受理しましたので、ご報告いたします。以上で、説明を終わります。</p> <p>ただいまの事務局の説明について、ご質問はありませんか。</p> <p>(質問なし)</p>
<p>議長(農地部会長)</p>	<p>皆さんからご質問がありませんので、報告のとおり承認するに異議はありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
<p>議長(農地部会長)</p>	<p>皆さんから異議がありませんので、報告のとおり承認と決定いたします。以上で、農地部会所掌の議事は終了しましたので、議長は虎澤会長と交代いたします。</p>
<p>議長(会長)</p>	<p>鈴木農地部会長さん、ありがとうございました。以上で、議事として提案した案件について終了しましたが、その他として、委員の皆さんから何かありませんか。</p> <p>(なし)</p>
<p>議長(会長)</p>	<p>それでは、事務局から何かありませんか。</p>
<p>小林次長</p>	<p>本日お配りした資料1令和2年6月中央農業員会業務予定表をご覧ください。左が会長、農地部会関係、右が農政振興部会関係、その他となっております。</p> <p>農地法関係の許可、届出ですが、5日、15日、23日が届出の締切日、10日が許可申請の締切日となっております。2日は、午後3時から新潟市経済社会再興本部会議の意見交換会、市役所本館</p>

	<p>全員協議会室で開催されます。虎澤会長よりご出席いただきます。3日は、午後1時30分から新潟地域農業振興協議会の通常総会が、新津地区市民会館第1会議室で開催されます。虎澤会長よりご出席いただきます。16日は、午前10時30分から新潟県農業会議の常設審議委員会がJ A新潟ビルでございます。虎澤会長からご出席いただきます。23日は、午後1時30分から新潟県農業会議の通常総会及び市町村農業委員会会長会議が新潟東映ホテルでございます。虎澤会長からご出席いただきます。25日は、午後1時から東ブロック対策委員会が入札室で、南ブロック対策委員会が301会議室で開催予定となっております。2時から第1地域調査委員会が入札室で予定されております。26日は、午後1時からは亀田・横越ブロック対策委員会が入札室で、第2地域調査委員会が2時から同じく入札室で予定されております。6月定例総会につきましては、30日火曜日の午後2時から、表記が亀田健康センター集団検診室となっておりますが、今まで使っていました302会議室が使えるようになりましたので、変更させていただきます。詳しくは、正式なご案内に302会議室と記してご案内させていただきます。なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、急きょ中止や延期、会場変更等がある場合もございますので、ご了承願います。業務予定については、以上でございます。</p>
議長(会長)	事務局から他にありませんか。
小林次長	配布資料はございませんが、皆さまにお願いしておりました令和3年度農林関係税制改正に関する要望について、提出がございませんでしたので、要望事項はなしとして、新潟県農業会議に報告させていただきます。以上でございます。
議長(会長)	他にありませんか。
	(なし)
議長(会長)	他にないようですので、以上で5月定例総会を終了いたします。

議事録に相違ないことを認める。

議 長 虎澤栄三

---

署名委員 別所正幸

---

署名委員 神田和博

---

--	--